

[事案 2019-52] 高度障害保険金支払等請求

・令和元年 11 月 8 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款で定める高度障害状態に該当するとして、高度障害保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

数年前、そしゃく機能喪失により高度障害状態になったことから、昭和 62 年 4 月に契約した終身保険にもとづき高度障害保険金を請求したところ、約款所定の高度障害状態に該当しないとして保険金は支払われなかった。その後、申し出にもとづき、保険会社において改めて調査がなされ、当初請求から数か月が経過した時点で高度障害保険金の支払要件を充足したことが新たに判明したとして、保険金請求書類の提出を求められた。しかし、同書類は既に提出しているため、これらにもとづき高度障害保険金を支払うとともに、保険金が本来支払われるはずであった期日より利息制限法の上限である年 20%が適用された金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当初請求時点においては、そしゃく機能障害ではなく嚥下障害に過ぎなかったことは明らかであり、その後に支払理由を満たした高度障害保険金を支払うためには新たな請求手続きが必要である。
- (2)上記のとおり、請求を受けていない以上、保険金の支払遅滞も生じていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人の子である申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当初請求時点において被保険者が既に約款所定の高度障害状態にあったのか否か、すなわち被保険者のそしゃく機能喪失の時期については、上記手続において提出された主治医の回答書その他の証拠等によってもこれを判断することはできず、これを明らかにするためには、第三者である主治医への尋問が不可欠であり、場合によっては鑑定等の手続きも必要となるところ、当審査会はこのような手続きを持たないため、裁定手続を打ち切ることとした。